【判示事項の要旨】

事が主導的に行った強盗殺人,死体遺棄事件について,夫についても無期懲役刑が維持された事例

主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中270日を原判決の刑に算入する。

由

第1 本件控訴の趣意は、弁護人小野由可理作成の控訴趣意書に記載のとおりであり、これに対する答弁は、仙台高等検察庁検察官黒田健治作成の答弁書に記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意は、量刑不当の主張であり、要するに、本件の主犯であるAの 罪責と比べれば、被告人を同女と同じ無期懲役に処した原判決の量刑は明 らかに重過ぎる、というのである。

第2 そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討する。

1(1) 本件は、被告人が、妻であるA及びAの実子で被告人の養女であるBと共謀の上、所持金と自動車を奪う目的で、Aに金を貸していた男性を自宅に呼び出し、隙を見て襲い掛かって、ガムテープを顔面に巻き付けるなどし、更にスカートで首を絞めて殺害し、その所持金約40万100円と乗ってきた普通乗用自動車1台(時価約3万円相当)を奪い取り、その3日後に男性の死体をダム湖に投棄した強盗殺人及び死体遺棄(原判示第2及び第3)と、Aと共謀して、ホテルの部屋からテレビ1台(時価約4万円相当)を盗んだ窃盗(同第1)の事案である。

本件強盗殺人及び死体遺棄の犯行に至る経緯は、原判決が(犯行に至

る経緯)において認定しているとおりである。

すなわち、被告人は、中学を卒業後、底引き網漁船の漁師となり、パチンコが唯一の娯楽という程度で真面目に働いていたが、平成8年ころ、兄がAの姪に声を掛けられたことをきっかけにして、Aと知り合い、Aに引かれるまま情交関係を結び、両親の反対を押し切って、情交関係を続け、同年秋ころ建売住宅をローンで購入してA及びBと一緒に生活するようになり、平成9年11月にAとの婚姻の届出をした。

こうして、被告人とAは、借金の当て先もなくなり、満足に食事も取れずに日々の生活が完全に行き詰まっていたところ、金を工面するための手段として絶対に必要であった自分達の自動車が壊れてしまい、その

上げ、被害者を殺害したものである。 (2) このように、本件強盗殺人は、まともに働かずにその日の生活費にも 困るまで追い詰められたA及び被告人が、手っ取り早く金銭等を得るた め、現金を持ち歩いている被害者に目を付け、殺害して金品を強奪した という、誠に短絡的で身勝手極まりない犯行であり、動機に酌量の余地

は全くない。

被害者は、騙されて殺害されるのも知らずに呼び出され、突然背後から襲われ、抵抗も空しく、事情も飲み込めないまま、苦悶のうちに命を絶たれ、その上、死してもなおシーツや毛布で巻かれてダム湖に捨てられ、1か月以上後に無残な姿で発見されるまで、湖底にあったものであり、その苦痛や無念の程は察するに余りある。父親を殺害された遺族らが、被告人らに対して厳しい処罰を望んでいるのも、当然といえる。

このように、被告人は、Aに逆えず、その強い意思に引きずられて、本件強盗殺人及び死体遺棄を敢行したのであるが、一たん決意するや、被害者の殺害やその死体の遺棄をほぼ一手に引き受けて行い、まさに主要な実行行為を行っているのであって、本件強盗殺人及び死体遺棄は、被告人なしには実現されなかったのは明らかである。

2(1) 弁護人は、本件各犯行に至る経緯、Aの行状と性格、Aと被告人との 関係、被告人の性格等を考慮すると、被告人はAに騙されがんじがらめ にされており、本件各犯行は主犯がAであり、被告人はあくまで従属的 であって、Aの強引な引っ張り込みに抗し切れず、Aの言うままに殺害等を実行したに過ぎないから、被告人の刑事責任は、Aに比べればはるかに軽く、Aと同じ無期懲役の量刑は重過ぎる、という。

- - また、本件強盗殺人の数目前の原判示第1の窃盗も、換金して当座の生活費を得ようとAが言い出したものである。そして、本件強盗殺人も、Aが被害者に目を付けて言い出したものであり、被告人は当初は反対し消極的であって、犯行を決意するまでは何度も抵抗してAを改心させようとしたものの、Aの強固な意思に抗し切れずに、強盗殺人まで犯すに至ったものであり、そこには、Aと被告人との力関係が表れており、本件強盗殺人についての主犯はAであって、被告人の刑事責任はAに比べれば軽いということができる。
- (3) しかしながら、被告人の刑責について更に検討してみると、Aの上記 のような行状や生活振りを目の当たりにし、Aに愛情がなく、さらに、 Aからもはや金づるとしても利用価値がないと見なされていることは、 明らかな状況となり、両親をはじめ周囲の者から度々忠告されていたのであるから、被告人としてもAと別れて生活を立て直す契機は少なからずあったのである。それにもかかわらず、被告人は、Aとの生活が破綻し、Aが時折得てくる金銭等によって辛りじて飢えをしのぐ有様で、破し、Aが時折得なくる金銭等によって辛りじて飢えをしのぐ有様で、破 滅的な事態に陥りつつありながら、主体性の欠如から自らは何ら動くこ となく無為に過ごして、Aとの関係を断つなり窮地から脱しようとは一 向にしなかったのである。しかも、今回は、Aは他人の生命を奪って金 品を強奪しようと言っているのであるから、重大な犯罪に引き込もうと していることは明白であり、いかに鈍い被告人であっても、Aが恐ろしいことを言い出しており、それに手を貸せば自らも重い責任を負うこと になると十分分かったといえるのである。しかし、被告人は、Aが人を殺して金品を奪うというとんでもないことを言い出しているのに、結局 は、Aの機嫌を損うことを恐れるという態度から、自らAの意思に従う とを選択し、自らの判断でそのために他人の命を犠牲にすることにし たといえるのである。その上,殺人を行った後は,一気に良心を忘れた ように罪証隠滅工作等を積極的に行い、死体遺棄まで行っているのである。そうすると、被告人は自らの意思と判断でAに従ったものであり、 また,被告人自身における規範意識のぜい弱さがあると認められるから, Aが主導的であったとしても、そのしん酌の程度は一定程度にとどまる というべきである。
- 3 したがって、一方で、被告人が捜査段階、原審、当審を通じて一貫して深く反省、悔悟し、被害者に詫びや謝罪の気持ちを表していること、Aとの関係を絶つと決意していること、これまで罰金前科があるのみであると、被告人の父や兄が遺族を訪れ、被害者の墓参りをするなどして謝罪していることなどの酌むべき事情が存在し、それらをしん酌し、本件各犯行を主導したのはAであり、被告人は従属的立場にあったことを最大限考慮しても、本件強盗殺人及び死体遺棄の犯行への加担を決意したのは、あらまで被告人自らの選択であり、しかも重要な実行行為者であることに照当さり、被告人の刑事責任は誠に重大であって、無期懲役を酌量減軽して懲15年にするのが相当とまではいえず、被告人を無期懲役に処した原判

決の量刑が重過ぎるとはいえない。論旨は理由がない。 第3 よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留の算入につき刑法21条を、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき刑訴法181条1項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。 平成15年11月20日 仙台高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官	松	浦		繁
裁判官	根	本		渉
裁判官	髙	木	順	子